

# シングルマザーへの就業支援

周 燕飛 (Zhou, Yanfei)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (JILPT)

# 研究の背景 I – 海外の動き①

## ■ アメリカ – Welfare to Work –

- 改革の背景 (90年代前半): 母子世帯数と公的扶助数が急増
- 1996年～ 福祉改革 (Welfare Reform)
  - 有子貧困家庭への現金給付 (TANF) に厳しい就労要件、受給期間上限導入
  - 低所得世帯向けの勤労所得税額控除 (EITC) を拡大
- 一定の効果が見られた (Fang and Keane 2004)
  - 福祉改革の6年後、TANFの受給者数がピーク時の3分の1までに激減
  - 母子世帯の就業率も改革前より5ポイント (74% → 79%) 上昇

ただし、貧困率が依然高い。「最貧層に対するセーフティネット機能が低下」  
(阿部2004)

# 研究の背景 I – 海外の動き②

## ■ イギリス – Make Work Pay –

### • 改革の背景(90年代前半)

母子世帯数の急増と米国よりも高い子どもの貧困率

### • 1997年～ ニューディール(New Deal)政策

→ 勤労所得税額控除(WTC)拡大、有子世帯の所得税(CTC)減税、  
最低賃金の引き上げなど

→ “in-work credit”(40p/w in 2004)、求職活動奨励金(26p/w)、保育費補助等

### • 一定の効果が見られた(Waldfoegel2010) ※1997～2008年までの変化

→ ひとり親 就業率 45%→57% Income Support受給者数 103万人→74万人

→ 子どもの貧困率が低下(米英が逆転)、相対的貧困率 15%減

ただし、政府支出が膨張。毎年GDPの1%程度の追加的支出が必要(Hills,2003)

# 研究の背景Ⅱ—日本の動き

## ・改革の背景：母子世帯数と福祉給付の急増

- 2000～2010年の10年間、母子世帯数は年率2.5%のペースで増加
- 母子世帯への福祉給付が急増。2002年度の児童扶養手当の給付総額は1992年当時の約1.5倍となっている。同時期の生活保護母子世帯数も、1.3倍の伸び

## ・福祉から就労への政策転換(2003年度～)

- 「母子及び寡婦福祉法」が2002年11月に改正され、2003年4月から施行
- 児童扶養手当を5年間以上受給してきた世帯は、最大半額を減額される制度  
(現在実質上凍結)
- 生活保護の母子加算が2005年度以降段階的に減額、2009年度に完全に廃止  
月額5千円～1万円の「ひとり親世帯就労促進費」が創設(2009年12月に見直し)
- 母子世帯専用の就業支援メニューの新設(母子家庭等就業・自立支援センター、  
高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金等)

就業支援策の拡充によって母子世帯の稼働能力を高め、福祉給付の削減へとつながることが大きく期待されている。

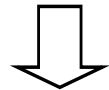
# 母子世帯向け就業支援の代表的ツール

## ① 就業機会の増大策



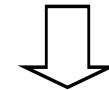
- ◆ 特定求職者雇用開発助成金
- ◆ トライアル雇用奨励金
- ◆ 優先的事業発注
- ◆ 行政機関等での優先的雇用

## ② 職業能力開発策



- ◆ 高等職業訓練促進給付金  
(高等技能訓練促進費)
- ◆ 自立支援教育訓練給付金
- ◆ 高卒認定試験合格支援
- ◆ 公共職業訓練

## ③ ジョブサーチ支援策



- ◆ HW、マザーズ HW
- ◆ 母子世帯等就業・自立支援センター
- ◆ 自立支援プログラム策定
- ◆ 母子自立支援員

注：(1)下線のある制度は、母子福祉法改正後（2003年度～）にひとり親のために導入された制度である。

(2)常用雇用転換奨励金制度は、2007年度に廃止され、中小企業雇用安定化奨励金制度へと移行した。

# それぞれのツールの正当性

## ① 就業機会の増大策－パイの分配方法を変える

- ・社会の階層格差の緩和
- ・「弱者保護」の外部経済性
- ・低技能労働者の今後の雇用拡大につながる (DeVaro2001)。

ただし、就業効果の持続性の問題 (Hamersma2008) とスティグマの問題 (Ehrenberg and Smith 2011) が同時に指摘されている。

## ② 職業能力開発策－潜在成長率を高める

- ・市場競争原理を歪めない
- ・労働者の労働生産性を高め、経済の潜在成長率を高められる (LaLonde1986)。
- ・「情報の欠如」と「流動性制約」の克服→社会的弱者の職業開発を最適な水準までに。  
ただし、適切な訓練プログラムが提供されない場合、リターン率がマイナスになることも。

## ③ ジョブサーチ支援策－就職のクオリティーを高める

- ・求職者のサーチコストの軽減
- ・求職期間の短縮
- ・職のマッチング度の向上

# 職業能力開発に支援の重点が置かれている

- ✓ **※「自立支援教育訓練給付金」(2003年度～)**  
→雇用保険に加入していないひとり親(全体の約4割)に対する受講費用支援(費用の2割、上限10万円)。所得要件あり。
- ✓ **※「高等職業訓練促進給付金」(旧名称:高等技能訓練促進費、2003年度～)**  
→看護師、保育士等専門資格の取得のために養成機関に入学したひとり親に対する生活支援(最大月額10万円、上限2年間)。所得要件あり。
- ✓ **「専門実践教育訓練給付金&教育訓練支援給付金」(2014/10～)**  
→雇用保険に2年以上加入のひとり親に対する受講費用支援&生活支援(最大受講費用の60%、上限32万円×3年&基本手当日額の50%、上限3年)
- ✓ **※「高卒認定試験合格支援」(2015年度～)**  
→高卒認定試験の合格を目指す講座を受けるひとり親に対する受講費用支援(最大受講費用の6割支給、上限15万円)

注:※利用者はひとり親に限定。

# 個別事業の効果検証－アンケート調査より－

(1)「高等技能訓練促進費」(※利用率1.5%、未認知率50.5%)

→非正社員から正社員への就業移動に積極的な効果がある。

(2)「自立支援教育訓練給付金」(※利用率4.1%、未認知率46.3%)

→就業効果が確認されなかった。

(3)「母子自立支援プログラム策定」(年間7千件程度)

→就業効果が確認されなかった。

(4)「母子家庭等就業・自立支援センター」(※利用率8.1%、未認知率38.2%)

→パソコンスキルの習得による賃金上昇効果は観察されなかった。

ただし、シングルマザーの転職と再就職活動を活発化させ、中長期的に良い職業キャリアに導く可能性がある。

資料出所：周(2014)

※厚生労働省「母子家庭等全国調査2011」より。未認知率は、制度を利用したことのない者に関する数値である。



# 就業支援の効果ーマクロ統計よりー

## ・母子世帯の就業状況 ※2003～2011年までの変化

→就業率 83.0% →80.6%

→母親の平均就業年収 162万円 →181万円

→正社員の割合 39.2% →39.4%

## ・福祉支出 ※2003～2011年までの変化

→児童扶養手当受給の母子世帯数 86.6万→97.8万世帯

→生活保護受給の母子世帯の割合 14.5% →14.9%

※3.1万世帯(37.8%)の純増

## ・ひとり親世帯の貧困率

→相対的貧困率 58.7%(2003年)→54.6%(2012年)

データ出所：厚生労働省「母子家庭等全国調査」、「国民生活基礎調査」、「社会福祉行政業務報告」

# 就業支援のどこが問題なのか

- 支援事業の認知度がなかなか上がらない  
覚えにくい事業名、頻繁な制度変更、周知手段の問題
- 新規支援事業の乱立と見切り発車による現場の混乱  
→費用対効果の検証に基づき、新事業を慎重に導入すべき
- 母子世帯のニーズが十分に汲み上げられていない
- 事業の効果検証があまり行われていない  
就業効果の高い、目玉となるような事業が少ない

# 経済的困難は、仕事だけが原因ではない

## 母子世帯の3大収入源

### (1) 賃金－上昇の余地が限られている

- 比較的高い収入が見込める正社員の仕事に就く母親が少ない
- 正社員となった母親の中には、中途採用(転職・再就職)組が相対的に多い

### (2) 養育費－受取率が依然として低い

- 6割の離婚母子世帯は、養育費を一度も受け取ったことがない
- 現に養育費を受け取っている離婚母子世帯は、全体の2割程度
- 養育費が母子世帯の総収入に占める割合が低い  
日本3.3%(2011)、豪州10.9%(2003)、米11.8%(2004)

### (3) 社会保障給付－拡大が財政的に困難

- 母子世帯の平均収入の2割弱(18.8%)は社会保障給付  
遺族年金、児童手当、児童扶養手当、児童育成手当(東京都のみ)...
- 受給割合がもっとも高いのは、「児童扶養手当」。2011年現在受給率73.2%

資料出所：周(2014)

# 「就業で経済的自立」は理想論か

## ✓ 「就業で経済的自立」を実現した国－スウェーデン

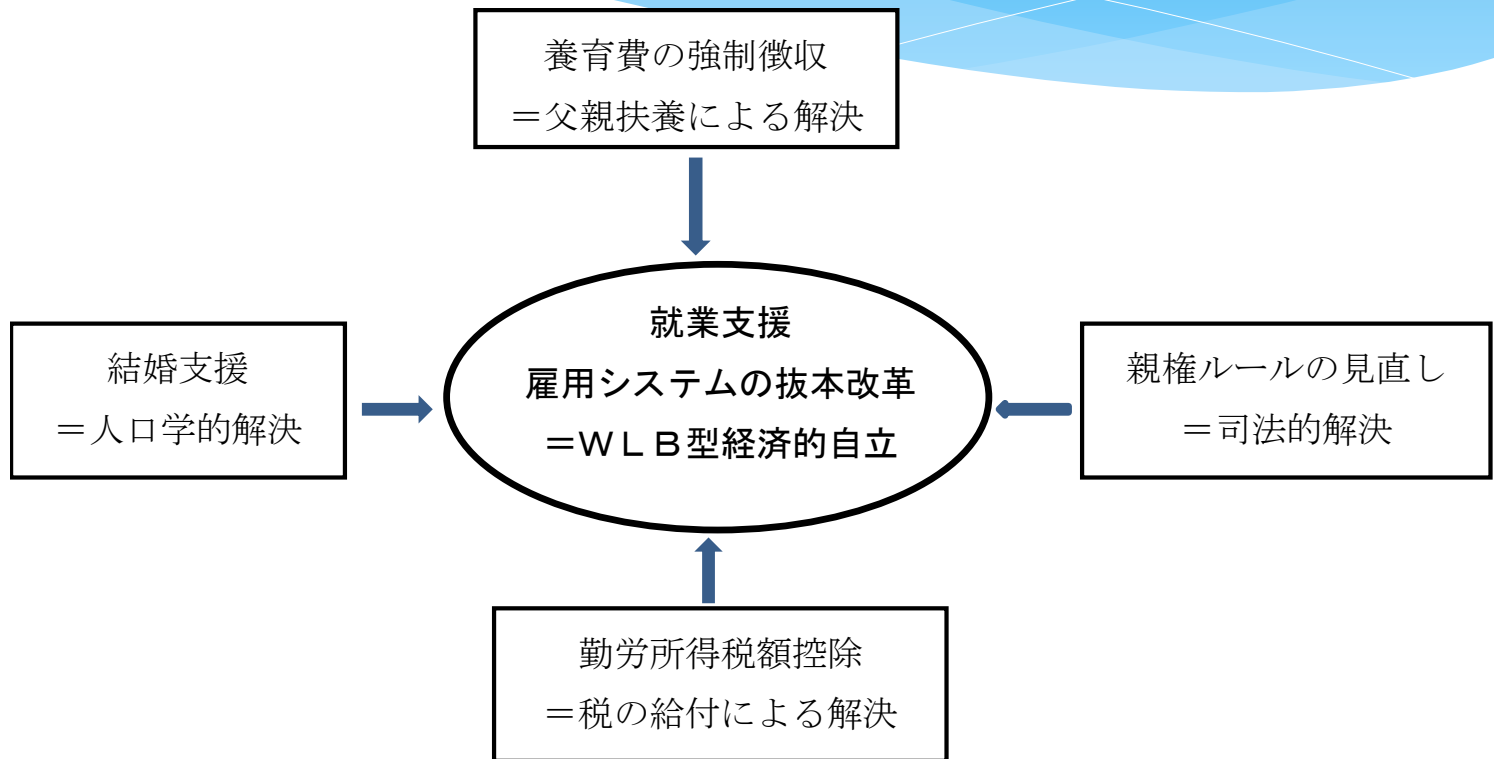
(Hobson and Takahashi 1997) ※母子世帯の貧困率はわずか3.8%(1992年)

- 共働きモデルが主流、女性の就業継続率が高い
- 正社員と非正社員、男性と女性との賃金格差が非常に小さい
- 育児休業制度、保育所が充実
- 幼い子どもがいる母親のパート就業の権利を保護

## ✓ 「就業で経済的自立」が日本では難しい理由

- 男女役割分業慣行が強い、女性の就業継続率が低い
- 正社員と非正社員、男性と女性との賃金格差が非常に大きい
- 高処遇・ハードワークの正規社員か、低処遇・ソフトワークの非正規社員かという二者択一の就業形態が主流
- 都市部を中心に、保育所の不足が解消されていない

# 母子世帯における貧困対策の枠組み



# 参考文献

- DeVaro, J. (2001) “The Effect of Employer Recruitment Strategies on Job Placements and Match Quality”, *Stanford Institute for Economic Policy Research*, Discussion Paper 01-06
- Ehrenberg, R. and Smith, R. (2011) *Modern Labor Economics: Theory and Public Policy*, Prentice Hall
- Fang, H. and M. P. Keane(2004) “Assessing the Impact of Welfare Reform on Single Mothers”, *Brookings Paper on Economic Activity*, Vol.2004(1),
- Hamersma, S. (2008)“The Effects of an Employer Subsidy on Employment Outcomes: A Study of the Work Opportunity and Welfare-to-work Tax Credits,” *Journal of Policy Analysis and Management* 27, 498-520
- Hills,J.(2003)”The Blair Government and Child Poverty: An Extra One Percent for the Kids of the United Kingdom.”, In *One Percent for the Kids: New Policies, Brighter Futures for America’s Children*, edited by Isabel Sawhill. Washington, D.C.: Brookings Institution Press
- LaLonde, R. (1986) “Evaluating the Econometric Evaluations of Training Programs with Experimental Data”, *American Economic Review* 76, 604-620, Table2
- Waldfogel, J.(2010) *Britain’s War on Poverty*, Russell Sage Foundation
- 阿部彩(2004)「アメリカの福祉改革の効果と批判」『海外社会保障研究』No.147、68-76
- 周燕飛(2014)『母子世帯のワークライフと経済的自立』労働政策研究・研修機構 研究双書

(終わり)